

長野市役所第一庁舎売店及び食堂出店者選定のための
公募型プロポーザル回答書（売店）

いただきました質問書に対し、次のとおり回答いたします。

質問内容	回答
1. 行政財産貸付料について 年額2,126,631円（これに消費税及び地方消費税を加算した額）とありますが、その他管理費や建物共用費等の発生はしないという認識でよいのか？	管理費や建物共用費等は発生しません。
2. 商品の搬入について ①店舗内への納品は、24時間（夜間店舗閉鎖時間帯、深夜含む）の物流配送会社による納品は可能か？ ②店舗内への24時間（夜間店舗閉鎖時間帯、深夜含む）納品が不可の場合、別途、庁舎外部に保管庫（冷凍保管庫、冷蔵保管庫、常温保管庫）を設置するスペースと保管庫用電源を確保いただくことが可能か？	①24時間の納品が可能です（庁舎出入口閉鎖時間帯に納品する場合は、予め本市に申請書を提出いただく必要があります。）。 ②庁舎外部への保管庫の設置は認めません。
3. 営業時間について ①午前7時30分から午後7時までは必ず営業と記載がありますが、現売店では土日は午後7時までの営業はしておりません。 2026年4月以降は（現売店事業者または新事業者に関わらず）運営仕様書通り、必ず午前7時30分から午後7時まで営業することが必須という認識でよいか？ ②または「休業等」に記載あるように「営業時間の短縮は（2）の範囲内で可能である」との通り、2026年4月スタート時点（開店日）より土日祝日については協議の上、短縮営業も可能であるのか？	①② 売店は、庁舎・芸術館利用者の利便性確保のために設置するものですので、土日も午後7時まで営業してください。なお、営業開始後の利用実態に即した判断のもと、必要に応じて協議してください。
4. 店舗での販売品目及び取り扱い業務 ①必須販売品目で「郵便切手・郵便はがき」とあるが収入印紙、長野県証紙の取扱いもその中に含まれるのか？ ②また、切手や印紙・証紙（印紙類取扱い有の場合）の取扱いがあった際、「請求書扱販売（掛売り）対象となっているのか？	①収入印紙、長野県証紙についても取扱い願います。 ②請求書扱販売（掛売り）の対象としてください。

5. 店内での調理等について

電気式フライヤー機器について、現売店では取扱いがないようだが、何か建物の決まり事や構造上（ダクトが取れない等）の問題でできないのか。

ダクト工事等不要な循環式フライヤーの設置は可能か。

①基本的に厨房機器の設置は認めておりませんが、循環式フライヤーに関しては、次の点に留意の上、市と協議してください。

【留意点】

- ①排水設備が厨房機器に対応していないため、油の処理に配慮すること
- ②新たにダクトや配管を通すことは認めないこと
- ③設備設置に要する電源の確保及び工事は事業者の責任で実施すること
- ④庁舎管理上設置される防火設備等に支障を生じないこと
- ⑤臭気や汚れによる問題が生じた場合は、運用について協議させていただくこと

6. 請求書扱販売（掛売り）について

- ①掛売対応の実施について対応必須なのか？
 - ②現在の売店においても掛売り対応を実施しているのか？
 - ③実施している場合、おおよそ月額平均いくら程度の金額の掛売りを実施しているのか？
 - ④掛売り対象の具体的商品群はどのようなものか？
- ※③④については具体的な商品群と月額平均掛売り実施額を教えていただきたい。

⑤市役所（行政）対応なので、支払いについて心配してはおりませんが、とはいえたから金銭を扱う以上、一般的にはルール（請求書発行サイクル、支払日サイクル、そのやり取りの方法、掛売の主な商品群、おおよその取扱い金額の取り決め等）を取り決め、口約束だけではなく覚書等の書面取り交わしが必要に思います。掛売り販売を行う前提とした場合、市役所側とルールの取り決め、その内容について覚書等の取り交わしを行っていただけるのか？

- ①②④⑤

公務を円滑に遂行するためにも店内の全ての商品について請求書払いをお願いしています。また、市が公用で物品等を購入する際には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律、長野市財務規則その他の定めに従い実施します。

【請求書払いイメージ】

商品の販売（受け渡し時に請求書発行）

↓

長野市から支払（請求書受理後30日以内）

③

【月平均の掛売り実績（令和6年度実績）】

種別	金額
飲料類	約 7,000円
切手、はがき、 収入印紙、収入証紙	約 783,000円
生活雑貨等	約 1,000円

※ その他の商品については実績なし

<p>7. 空調設備について</p> <p>店舗区画内の空調設備について24時間稼働させておくことは可能か？</p> <p>※空調設備の運転管理は入居者とありますが、念のため、24時間こちらの判断で稼働させて良いのかの確認。</p>	<p>店舗区画内の空調設備は、24時間稼働可能で、入居者の責任で管理してください。</p>
<p>8. 廃棄物、ごみ処理について</p> <p>①廃棄物、ごみ処理については店舗事業者側にて処理費用を含めて責任をもって実施する旨は認識しておりますが、ごみ回収業者が収集に来るまでの間のごみ一時保管場所は店舗区画外に別途保管場所があるのか？</p> <p>それとも店舗区画内または倉庫区画で運営事業者が保管場所を確保し、保管しておくのか？</p> <p>②ごみ保管場所が店舗区画内や倉庫区画保管だった場合に、物流納品同様に24時間（店舗閉鎖時間、 庁舎閉館時間、夜間、早朝含む）ごみ収集業者が店舗内から搬出することが可能なのか？</p> <p>※別途、店舗区画外にごみ回収一時保管場所があった場合もごみ回収時間等制限（業者が収集場所に入れない時間）等あるのか？</p>	<p>①②</p> <p>店舗区画外にあり、搬出の時間的制約はありません。</p>